

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年06月19日

静岡県知事殿

提出者

住所 東京都中央区京橋一丁目3番1号

氏名 日本マイクロバイオファーマ株式会社

代表取締役社長 塩田 淳

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03 - 6265 - 1761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本マイクロバイオファーマ株式会社 磐田事業場		
事業場の所在地	静岡県	磐田市	中泉1808
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	製造品出荷額 約30億円		
③ 従業員数	76名		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1参照 特別管理産業廃棄物は、工程1の回収精製過程で出る「引火性廃油」、その他業務で排出される「引火性廃油」及び「感染性廃棄物」〔特定有害産業廃棄物〕等が該当する。		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

全社環境責任者：代表取締役社長
 事業場等環境管理責任者：工場長
 環境担当者：総務課 課長
 特別管理産業廃棄物管理責任者：事業場等環境管理責任者に任命された者
 廃棄物処理施設技術管理者：有資格者
 特別管理産業廃棄物管理者：有資格者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	274.441 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.072 t
	感染性廃棄物	3.016 t
	特定有害産業廃棄物	0.162 t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.025 t
	(これまでに実施した取組) ・溶剤をリユースし、引火性廃油の発生量を抑制する。 ・分別、洗浄作業により、他の産業廃棄物として排出する。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	400.000 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.100 t
	感染性廃棄物	3.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.100 t
	ph 2.0 以下の廃酸	0.100 t
	(今後実施する予定の取組)	

		・これまでに実施した取り組みを継続する。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・溶剤を再使用可能品と不可納品に分別して排出する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・これまでに実施した取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組) ・該当するもの無し。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・該当するもの無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			

	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するもの無し。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・該当するもの無し。 		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組) ・該当するもの無し。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・該当するもの無し。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
燃えやすい廃油	274.441	0.000	274.441	0.000	274.441
ph 12.5以上の廃アルカリ	0.072	0.000	0.000	0.000	0.072

①現状	感染性廃棄物	3.016	0.000	0.000	3.016	3.016
	特定有害産業廃棄物	0.162	0.000	0.162	0.000	0.162
	ph 2.0 以下の廃酸	0.025	0.000	0.000	0.000	0.025
	(これまでに実施した取組) ・優良認定を受けた再生利用業者に処理委託する。					

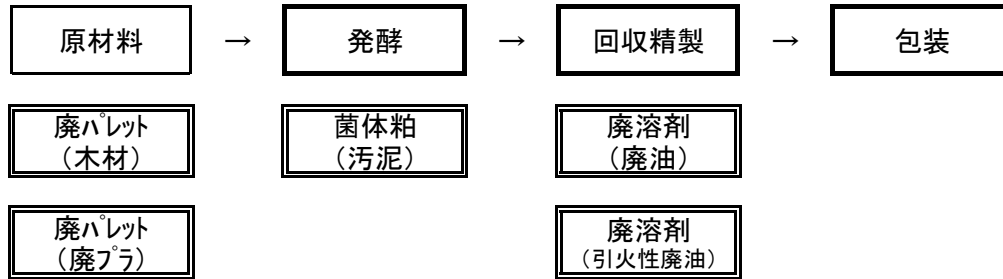
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	400.000	0.000	400.000	0.000	400.000
	ph 12.5以上の廃アルカリ	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
	感染性廃棄物	3.100	0.000	0.000	3.100	3.100
	特定有害産業廃棄物	0.100	0.000	0.100	0.000	0.100
	ph 2.0以下の廃酸	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
(今後実施する予定の取組) ・これまで実施した取り組みを継続する。						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	277.716 t				
(今後実施する予定の取組等) これまで実施した取り組みを継続する。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別添1

1. 医薬品原薬・中間体、農薬、飼料等製造工程



産廃の種類

処分方法

廃パレット
(木材)

破碎(再生利用)

廃パレット
(廃プラ)

破碎(埋立)

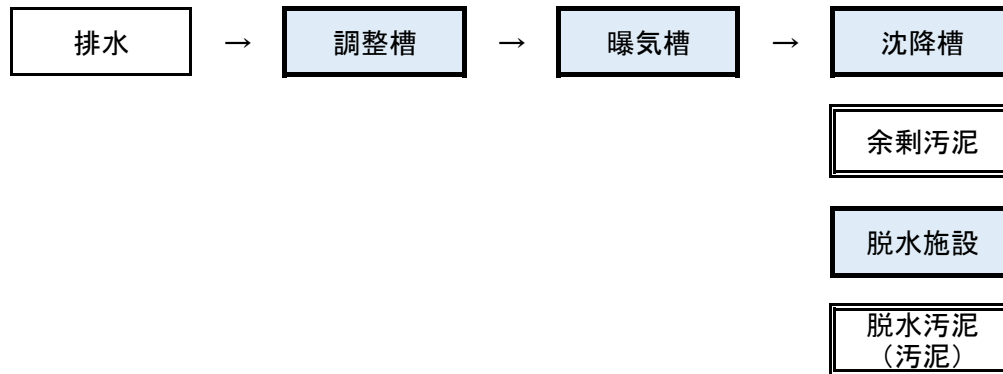
菌体粕
(汚泥)

1: 焼却
2: 肥料化(再資源化)

廃溶剤
(廃油)

1: 蒸留、混合エマルジョン化(再利用)
2: 焼却

2. 排水処理工程



廃溶剤
(引火性廃油)

1: 蒸留、混合エマルジョン化(再利用)
2: 焼却

脱水汚泥
(汚泥)

肥料化(再資源化)

特定有害産業
廃棄物

1: 蒸留、混合エマルジョン化(再利用)
2: 焼却

研究試材等
(感染性廃棄物)

焼却

3. その他(研究開発業務等で排出される特殊な産業廃棄物)

